家庭動物等の 飼養及び保管に関する



家庭動物(ペットなど)の 飼い方について 基準が作られました。

これまでの「犬及びねこの飼養及び保管に関する基準」が、 家庭で飼われる動物の正しい飼い方を定める

「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」

に変わりました。

この基準は、動物の愛護及び管理に関する法律に 基づいて平成14年5月28日に決まりました。



